

介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所介護相当サービスの取扱い

令和6年4月1日、介護報酬改定により、沖縄県介護保険広域連合の介護予防通所介護相当サービスにおいて、1回当たりの単価設定による報酬及び月額包括報酬（定額制）が下記のとおりとなります。

1 支給区分と単位数（令和6年4月1日以降）

介護予防通所介護相当サービスの単価については、次のとおりとなります。

支給区分		単位数	月の上限単位	備考
1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者、要支援1 (週1回)	1,798 単位/月	1,798 単位	4週/月:4回 5週/月:5回
	事業対象者、要支援2 (週2回)	3,621 単位/月	3,621 単位	4週/月:8回 5週/月:9-10回
1月当たりの回数を定める場合	事業対象者、要支援1 (1-4回/月)	436 単位/回	436 単位×4回 =1,744 単位	
	事業対象者、要支援2 (1-8回/月)	447 単位/回	447 単位×8回 =3,576 単位	

※月額報酬で計画する場合、月の実績が予定回数を上回る場合は月の包括単位となり、月の実績が予定回数を下回る場合は回数単位となる。

※回数単位の月合計が月の包括単位を超える場合は月の包括単位となる。

(例1) 要支援1の利用者に対し、ケアプランに毎週火曜日利用と定めた場合、
予定通り1月に4回(または5回)サービスを提供した→ 1,798 単位
要支援1の利用者に対し、ケアプランに月4回利用と定めた場合、
予定通り1月に4回サービスを提供した→ 436 単位×4回=1,744 単位

(例2) 要支援1の利用者に対し、1月に5回サービスを提供した→ 1,798 単位

(例3) 要支援2の利用者で、週に2回サービスを提供予定であったが、実績が月に3回の提供となった→ 447 単位×3回

2 事業対象者のサービス提供回数変更の伴う支給区分（1週間のサービス回数）の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画及び通所型サービス計画を定める必要があります。

3 日割り請求に係る取扱い

1月の提供回数が一定回数を超え、月額単位数となる場合で、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（平成27年3月31日厚生労働省事務連絡）の資料9の月途中の事由に該当するときは、日割り計算を行います。